



29文科初第883号
障発0915第11号
平成29年9月15日

各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道 和

(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
宮 寄 雅 則

(印影印刷)

公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力のお願いに
ついて (依頼)

今日、心の健康の問題は、国民の生活に関わる重要な問題となっており、学校、医療機関、その他企業をはじめとする様々な職場における心理職の活用の促進は、喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、公認心理師の国家資格を定めてその業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的として、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）が平成29年9月15日に施行されました。

公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条及び第2条において規定している公認心理師となるために必要な科目のうち、施行規則第1条第25号及び第2条第10号に掲げる科目（以下「実習科目」という。別添1参照）は、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践すること等を行うもので、実践力の高い人材を養成する上で、非常に重要な科目となっています。

当該実習科目を行う実習施設は、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）により定められており（別添2参照）、貴職におかれましては、こうした法及び実習科目の趣旨を御理解の上、公認心理師の養成において実習教育の場が円滑に確保されるよう、実習生の受入れについて、都道府県教育委員会、貴管内の市区町村や各施設、事業所等への御周知も含め、特段の御支援・御配慮を賜りますよう、御協力をお願いします。

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
電話：03-5253-4111（内線4950）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

別添1

実習科目の内容等について

	大学における実習科目	大学院における実習科目
実習内容	<p>実習生が、心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）等に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援（公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの）を行う。</p> <p>次の（ア）～（ウ）について、見学等による実習を行いながら、実習を担当する教員（以下「実習担当教員」という。）又は実習施設の実習指導者による指導を受ける。</p> <p>（ア） 要支援者へのチームアプローチ （イ） 多職種連携及び地域連携 （ウ） 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>	<p>次の（ア）～（オ）について、見学だけでなく、要支援者等への支援を実践しながら、実習担当教員又は実習指導者による指導を受ける。医療機関以外の施設では、見学を中心とする実習も含む。</p> <p>（ア） 要支援者等に関する知識及び技能の修得 （イ） 要支援者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （ウ） 要支援者へのチームアプローチ （エ） 多職種連携及び地域連携 （オ） 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
実習場所	<p>保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する学外施設。なお、当分の間、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習を実施しないことも差し支えない。</p>	<p>学内施設又は主要5分野に関する学外施設。学外施設については、主要5分野のうち、3分野以上の施設で行うことが望ましい。なお、医療機関（病院又は診療所）における実習は必須とする。</p>
	<p>具体的な施設については、別添2の「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）」を参照。</p>	
実習時間	80時間以上	450時間以上
実習指導者	<p>実習施設には、実習指導者を置く。実習指導者は、大学等の実習担当教員と連絡しつつ、実習生への指導を行う。</p> <p>※学外施設の実習指導者の要件（以下のいずれも満たす者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公認心理師資格取得後5年以上公認心理師の業務に従事した者 2. 施行規則第3条第4項に規定する講習会を受講した者 <p>ただし、当分の間、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開設する大学等が適当と認める者（医師又は心理職等）を実習指導者とすることができ</p>	

	る。	
上記の 配置人 数	○学外施設の実習指導者 実習生15人につき一人以上（実 習の実施時） やむを得ず実習指導者が実習生 を指導することが困難な場合は、 大学の実習担当教員が実習施設に おいて実習生に指導を行うことも 可能であること。	○学外施設の実習指導者 実習生5人につき一人以上（実習の実 施時） 当該学外施設に実習指導者がいること が必要であること。

(注) 「大学における実習科目」欄の「大学」には、専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が認めたものに限る。）も含む。

別添2

公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
- 2 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所
- 4 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 6 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設
- 7 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
- 8 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設
- 9 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 10 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
- 11 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設
- 12 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設
- 13 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設
- 14 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター
- 15 法務省設置法（平成11年法律第93号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所
- 16 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）に規定する国立児童自立支援施設
- 17 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設
- 18 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）

-) に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 19 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
 - 20 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム
 - 21 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
 - 22 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に規定する子ども・若者総合相談センター
 - 23 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業を行う施設
 - 24 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設